



KAWASAKI CITY

お知らせ

平成17年5月26日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき「(仮称)百合ヶ丘第二団地建替計画」に係る事後調査報告書(建設時その1)の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の名称	(仮称)百合ヶ丘第二団地建替計画
指定開発行為の種類	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) ・住宅団地の新設(第2種行為)
指定開発行為者	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号 独立行政法人 都市再生機構 神奈川地域支社 地域支社長 盛 重晴
事後調査の業務受託者	東京都文京区白山三丁目1番8号 株式会社I N A新建築研究所 代表取締役社長 雨宮 守司
指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区百合丘三丁目12番ほか 区域面積:42,109.7 m ²
指定開発行為の目的及び内容	目的:共同住宅の新設(5~10階建14棟) 計画戸数:600戸、計画人口:1,800人、最高高さ:29.22m 建築面積(合計):11,778.6 m ² 、延床面積:48,398.5 m ²
環境影響評価の手続経過	平成14年10月15日 条例環境影響評価準備書公告 平成15年 2月13日 条例見解書公告 平成15年 8月21日 審査書公告 平成15年 9月17日 条例環境影響評価書公告
施行期間	着手:平成15年10月、完了予定:平成21年5月
事後調査報告書の縦覧場所	麻生区役所及び本庁(環境局環境評価室)
縦覧期間及び時間	期間:平成17年5月26日(木)から 平成17年6月24日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに市長に対し、意見書を提出することができます。 提出期限:平成17年6月24日(金) (郵送の場合は、6月24日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 (電話 200-2156)